

企業の抹消登記の手引の公表

政府機関 5 部門（市場監督管理局、人力資源社会保障部、商務部、税関総署、税務総局）より「企業抹消手引 2021 年改訂（企業注銷指引 2021 年修订）」が公表されました。

この手引は「企業抹消の業務便利化の通知（国市監注 2019 年 30 号）」に付属されていた「企業抹消手引」の改訂版ですが、企業の抹消の手続の流れや解散及び清算の定義、抹消登記の種類の説明が掲載されています。主な内容は以下のとおりです。

1. 解散の種類

法定上の解散の種類について、以下の自主解散と強制解散の 2 つが説明されていますが、自主解散による解散が一般的です。

種類	定義
自主解散	企業または出資者の意思に基づいて会社が解散することを指す。 定款に規定された経営期間の満了、定款に規定されたその他の解散事由の発生を含む。 有限公司の出資者会の場合は会社の解散について決議を行い、2/3 以上の議決権を得なければならない。株式会社の株主総会の場合は会社の解散について決議を行い、会議に出席した株主の議決権の 2/3 以上を経て可決しなければならない。
強制解散	政府の関係機関の決定・命令や裁判所の裁判に基づいて発生する解散を指す。 行政決定解散と司法判決解散に分けられる。司法判決解散は、会社の経営管理に重大な困難が発生したため、会社の存続により出資者の利益に重大な損失をもたらす、その他の方法により解決できない場合、議決権 10%以上を保有する出資者が人民裁判所に会社解散訴訟を提起し、人民裁判所に解散を求めることができる。

2. 清算手続の流れ

会社の清算手続の流れは以下のとおりです。

順番	手続	詳細
①	解散決議	—
②	清算委員会の設置	解散事由が発生した日から 15 日以内に清算委員会を設置し、会社の財産と債権債務の整理を行う。 有限公司の清算委員会は会社の出資者によって組織され（出資者が法人である場合、当該関係者を清算手続に派遣することができる）、株式会社の清算委員会は取締役または株主総会で決定した者で組織される。 期限を超過しても清算委員会を設立せずに清算しない場合、債権者は人民裁判

順番	手続	詳細
		所に当該関係者を指定して清算委員会を組織して、清算の申請をすることができます。
③	清算委員会の情報及び債権者の公告	清算委員会は設立日から 10 日以内に、国家企業信用情報システム上で清算委員会の情報を公告する。 同時に、清算委員会は設立日から 10 日以内に債権者に通知し、60 日以内に新聞公告によって債権者に公表しなければならない。 国家企業信用情報システムによって無料で債権者の公告を公表することが可能であり、公告期間は 45 日である。
④	清算活動の展開	以下の対応を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 清算委員会は会社の財産を整理し、貸借対照表及び財産リストを作成する。 ➤ 清算に関連する会社の未解決の業務を処理する。 ➤ 行政機関、司法機関の罰金を納付する。 ➤ 税関及び税務機関に税金及び清算過程で発生した税金を清算し、関連する手続きを行う。当該税金には、滞納金、罰金、減税・免税貨物の事前解除による追納を含む。関連する許可証・証明書を提出し、抹消時の企業所得税の清算、土地使用税の清算、輸出免税及び還付の清算、増値税の発票及び税務関連の設備などの返却を行う。 ➤ 税法上の違法行為がある納税者は処罰を受けて、罰金を納める。 ➤ 債権及び債務の整理。 ➤ 残余財産などの処理。
⑤	会社財産の分配	清算委員会は会社の財産を整理し、貸借対照表及び財産リストの作成後、清算案を制定し、出資者会・株主総会または人民裁判所に報告しなければならない。 会社財産はそれぞれ清算費用、従業員給与、社会保険料及び法定補償金を支払い、税金を納付する。 残余財産について、有限公司の場合は出資者の出資比率によって分配し、株式会社の場合は株主が保有する出資割合によって分配する。 清算期間中、会社は存続するが、清算に関係のない経営活動を行ってはならない。会社財産は以上の債務などの返済前に、出資者・株主に分配してはならない。
⑥	清算報告の作成	清算委員会は清算完了後、清算報告書を作成し、出資者会・株主総会または人民裁判所・会社の登録機関へ報告し、会社の抹消登記（以下「3. 抹消時の種類及び流れ」参照）を申請し、会社の終了を公告しなければならない。



3. 抹消登記の種類及び流れ

抹消登記として以下の2つが紹介されています。

種類	条件・手続の流れ
普通抹消	<p>全ての企業が申請可能。</p> <p>手続の流れは以下のとおり。</p> <p>1. 税務登記の抹消を申請する。</p> <p>納税者が税務部門に対して抹消を申請する際に、税務部門は税務抹消の事前審査を行い、納税者に未処理事項の有無を審査する。</p> <p>(1) 税金に関連する事項が未処理の納税者が、自ら税務部門に税金の清算を行う場合、税務部門は納税者が提供した営業許可証に基づいて即時に税金清算文書を発行することができる。</p> <p>(2) 即時処理の条件を満たす納税者は、税務抹消時に資料の不足がない場合、税務部門は直ちに清税文書を交付する。資料に不足がある場合は、承認後に税務部門は清税文書を交付する。納税者は承諾した期限内に不足資料を提出し、関連する対応を完了しなければならない。具体的な条件は次のとおりである。</p> <p>① 納税に関する事項を処理したが、増値税の未使用の発票（代行発行分を含む）、未納付（滞納金）及び罰金を科されている納税者は、自発的に税務部門にて税金を清算すること。</p> <p>② 税務検査の状態になく、未納付（滞納金）及び罰金がなく、増値税の専用発票及び税務関連の設備を返却、かつ、以下のいずれかの条件に該当する納税者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 納税信用レベルがA級とB級の納税者 ● 親会社の納税信用レベルがA級のM級納税者 ● 省級人民政府が奨励した人材や省級以上の業界協会などの機関が認定した業界リーダー人材などが創設した企業 ● 納税信用レベルの評価に組み入れられていない定期定額の自営業者 ● 増値税の納税開始時点に達していない納税者 <p>(3) 承諾制による即時処理の条件を満たさない（または承諾制による即時処理の条件を満たすが、納税者が選択しない）場合、税務部門は納税者に「税務事項通知書」（未決済事項の通知）を発行し、納税者は先に各未決済事項を処理した後、税務抹消を申請することができる。</p> <p>(4) 人民裁判所の裁定を経て破産を宣告された企業は、管理人が人民裁判所の破産終結手続裁定書によって税務抹消を申請した場合、税務部門は直ちに清税文書を発行</p>



種類	条件・手続の流れ
	<p>する。</p> <p>(5) 納税者が税務抹消を行う前に、税務機関に「委託控除協議書」の終了の申請を行う必要はない。税務機関が税務抹消を完了した後、委託控除協議は自動的に終了する。</p> <p>2. 企業登記の抹消を申請する。 清算委員会は登録機関に登録抹消申請書、株主会決議、清算報告と清税証明書などの関連資料を提出して登録抹消を申請する。登録機関及び税務機関が既に企業の清税情報を共有している場合、企業は紙ベースの清税証明書文書を提出する必要はない。企業が書面の営業許可証の正本及び副本を受け取っている場合、書面の営業許可証の正本及び副本を返却する。分公司などの分支機構を有する企業は登録抹消を申請し、分支機構の登録抹消証明書提出しなければならない。</p> <p>3. 社会保険の登録抹消を申請する。 登録抹消を行った日から 30 日以内に、企業は社会保険登録機構に社会保険登録の抹消申請及びその他の関連する抹消書類を提出し、社会保険登録の抹消手続をしなければならない。社会保険登録の抹消を行う前に、社会保険料の未払いを清算しなければならない。</p> <p>4. 税関申告機関の届出抹消を申請する。 税関の通関申告の関連業務に携わる企業は、国際貿易の「単一窓口（単一窓口）」（http://www.singlewindow.cn）を通じて、「インターネット+税関（互联网+海关）」（http://online.customs.gov.cn）などの方法で税関に対して通関単位の抹消申請を提出するか、市場監督管理局の部門と税関のネットワークの「一網（一网）」の政務サービスプラットフォームを通じて抹消申請を提出することができる。既に税関に届出を提出し、税金（滞納金を含む）及び罰金などのその他の税金に関連する事項を処理していない納税者については、税関の申告単位の抹消申請後、市場監督管理局の部門に対して企業登記抹消を申請しなければならない。</p>
簡易抹消	<p>簡易抹消の条件を満たしている場合、税務部門における税金証明書の申請処理を免除し、市場監督管理局の部門に対して直接、簡易抹消を申請することができる。</p> <p>債権及び債務を有さない、または、債権債務が精算済みの市場主体（上場株式会社を除く）が申請可能。簡易抹消の登記を申請する場合、従業員給与、社会保険料、法定補償金、税金（滞納金、罰金）などの未精算の債権債務が存在してはならない。</p> <p>企業が以下いずれかに該当する場合、簡易抹消の手続を適用できない。</p>



種類	条件・手続の流れ
	<p>① 国の規定に関連して特別管理措置を実施する外商投資企業である場合</p> <p>② 企業経営異常リストまたは重大な違法信用喪失企業リストに登録されている場合</p> <p>③ 株式（投資権益）が凍結、質権または動産抵当の設定などの状況が存在する場合</p> <p>④ 立件調査または行政強制、司法協力、行政処罰などの状況がある場合</p> <p>⑤ 企業が所属する非法人分支機構の登録抹消が完了していない場合</p> <p>⑥ 簡易抹消の手続が終了された場合</p> <p>⑦ 法律、行政法規または国務院が登録抹消前に承認が必要と決定した場合</p> <p>手続の流れは以下のとおり。</p> <p>(1) 適用の条件を満たす企業は、「一網（一网）」の政務サービスプラットフォームまたは国家企業信用情報システム「簡易抹消公告」における公告において簡易抹消登記及び投資家全員の承諾などの情報を掲載する。公示期間は 20 日である。</p> <p>(2) 公示期間内に利害関係者及び関連政府部門は、国家企業信用情報システム「簡易抹消公告」の「異議伝言」の機能を通じて異議を申し立て、理由の概要を陳述することができる。公示期間を超えた場合、国家企業信用情報システムは異議を受け入れない。</p> <p>(3) 税務部門は市場監督管理部門が送信した簡易登録抹消を申請の情報を取得した後、規定の手順及び要求に従って、税務情報システムを照会して関連する税金の状況を確認し、照会システム上で以下の状況であることが表示された納税者に対して、税務部門は異議を提出しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 税金に関連する事項を処理したことがない納税者 ➢ 税金に関する事項を処理し、増値税の未使用発票（代行領収書を含む）、税金（滞納金）及び罰金がなく、未処理のその他の税金に関する事項がない納税者 ➢ 照会時に増値税の未使用発票の返却、税金の納付などの清税手続を完了している納税者 <p>(4) 公示期間が満了した後、公示期間内に異議がない場合、企業は公示期間が満了した日から 20 日以内に登録機関に簡易抹消登記をしなければならない。期限が満了しても処理されていない場合、登録機関は状況に応じて期限を延長することができ、猶予期間は最長 30 日を超えない。企業は公示後、抹消に関係のない経営活動に行ってはならない。</p>

4. 特殊な状況における抹消登記について

- (1) 有限公司の出資者との連絡手段がない、または、協力が得られないなどの状況で登記抹消が困難な場合、書面及び新聞（または国家企業信用情報システム）の公告を経て全出資者に通知し、出資者を開いて法律及び定款の規定の採決割合に基づく決議を行い、清算委員会を設置した後、企業



登記機関に抹消登記の申請を行う。

- (2) 会社に解散事由が発生したが、清算義務を負う投資家が清算義務の履行を拒否したり、連絡が取れないなどの状況で清算委員会を設置できず清算できない会社については、関係する株主や債権者は「会社法」の規定に基づいて人民裁判所が関係者を指定して清算委員会を組織して、清算の申請ができる。
- (3) 営業許可証を紛失している企業は、国家企業信用情報システムが自ら公示した許可証の紛失に関する公告を行った上で登録機関に抹消を申請することが可能であり、営業許可証の再発行を申請する必要はない。

社印を紛失している企業は、全株主の署名及び押印または清算委員会の責任者の署名及び確認を経て、非会社企業法人はその上級主管部門の法定代表者が署名し、上級主管部門の社印を押印することで登記抹消の申請書類に押印を不要とすることができる。

- (4) 投資を行っていた企業が登記抹消済みであり、登記抹消ができない被投資企業は、その株主（出資者）に上級主管単位がある場合、登記抹消した企業の上級主管単位が規定に従って関連する抹消手続を行う。登記抹消済みの企業に合法的な相続主体がある場合、相続主体は関連する規定に基づいて申請することができる。登記抹消済みの企業に合法的な相続主体がない場合、登記抹消済みの企業の登記抹消時の株主（出資者）が申請する。

フェアコンサルティング中国

（正緯企業管理諮詢（上海）有限公司）

<p>北京分公司 北京市朝陽区東三環北路甲 19 号楼 嘉盛 SOHO 10 層 A058 室 電話：+86-10-8524-0758 担当：粟村（AWAMURA）日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com</p>	<p>蘇州分公司 蘇州工業園区華池街 88 号 晉合広場 2 号 11 F 1176 室 電話：+86-512-8916-5176 担当：坂林（SAKABAYASHI） mi.sakabayashi@faircongrp.com</p>
<p>上海総公司 上海市黄浦区茂名南路 58 号 花園飯店（上海）601 室 電話：+86-21-6473-5450 担当：上原（UEHARA）日本国公認会計士 ik.uehara@faircongrp.com</p>	<p>広州分公司 広州市天河区珠江新城珠江東路 12 号 高德置地冬広場 H 座 1501 室 V80 電話：+86-20-3268-9966 担当：古矢（FURUYA）日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com</p>
<p>深セン分公司 深セン市福田区深南大道 4019 号 航天大厦 A 座 610 室 電話：+86-755-8252-8290 担当：古矢（FURUYA）日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com</p>	

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

